

(ロ) 「脳出血、脳栓塞及脳血栓」は男子より遙かに低く、傾向は男子の低下に反し、女子に於ては微弱なる上昇。

(ハ) 「腎臓炎」は男子より僅かに低く、男子の輕度の上昇に對し、女子は「不變」。

(シ) 「癌、其の他の惡性腫瘍」は男子より低く、傾向は男子同様殆んど「不變」。

(ホ) 「下痢、腸炎及腸潰瘍（二歳以上）」は男子より僅かに高く、傾向は男子同様輕度の上昇。

我が國最近に於ける國家情勢の發展に際し、我々は此舊著を再び新たな目を以て見直すことに格別の意義を感じるのである。比較的舊著であるに拘らず敢へて大意の譯出を試みた所以である。

じことも亦確かである。

## ツアーン著「家族及び家族政策」

Friedrich Zahn, "Familie und Familienpolitik",

1918, Berlin.

島 村 俊 彦

序文によると、本著は一九一八年七月二日ルーデンドルフ寄附金ミュンヘン委員會の懇望に基づき、著者ツアーンが行つた公開講演に若干の事項と文獻を註として補足し印刷に付したとある。全文僅々四十頁の小冊子に過ぎない。本著は公開講演の性質上、當然専門的な特殊研究といふよりは、人口政策の権機たる家族及び家族政策を廣い觀點から取扱つた最も包括的なものといふことが出来る。しかし語られてゐるところは、深い觀察と理解を最も凝縮した形に於て表現せられ、我々に對し率直に問題の所在を示し、以て我々の研究に示唆を與へるといふ意味に於て、教へらるゝところ

死亡し行く國民を補充するために國家が必要とする人間は家族の中に於て繰返しへ作られる。家族は又國家の必要とする人間資質を創造する。

此處に成人の活動及び子供の將來の有爲性に對する力の中心があり、此處に義務感情、勞働意思、勞働熟練等が刺戟され、夫々の發展が遂げられるのである。此處に各人は夫婦の人間的、民族的職務を履行することによつて即ち子供を通じて自己及び民族の現狀よりもよりよき狀態を實現し得るのである。

家族に於ける肉體的及び精神的な特殊性の相傳を通じて、一定の家族精神が培はれ更に郷土精神、民族精神が養はれ、それによつて家族は國民性の源泉となる。家族精神は共同體生活に恒久性と確實性を與へ、また國家的秩序、國家の有機的發展はこれによつて強められるのである。

家族はまた一私事たる一面をも有する。個人が取得するところのものは、家族が以前に取得したところのものに基づき取得するのが普通である。人は父の勞働によつてより富裕となり、父の過失及び弱點によつてより怜憐となる。家族は私有財産制の基礎である。共同の勤勉の結果としての家族財産は、其最も重要な表現たる相續權、夫婦財產制によつて國家と相互に結付くのである。

家族は權威と愛の上に建設される。權威は家族の創始者といふことから發生する自然的資格である。しかし家族員は互に愛によつて結ばれる。相

互扶助の意義及び家族生活の靜かな歡びは計り知れざる程大なる社會的價值を持つものである。人は家族に於て如何に規律と自由が協同し、如何に個人がより高き道徳的集合人格即ち家族のために一身を捧げなければならぬかを學ぶのである。

此處に共同感、祖國愛の苗床が横たはつてゐるのである。運命、問題、結果の共通性は家族員に強き相關の感情を起さしめる。それが繰返されて

市民感、郷土愛、民族的自覺、國民的矜誇、共同國家意思の基礎となる。かくて家族と國家の間に廣範な交互關係が生ずる。家族の重點は愛、權威、敬虔の上に、そして國家の重點は權利の上に置かれるのである。繰返して云へば家族は將來の民族の苗床であり、有ゆる共同體生活、共同感、共同意思、國民生活、祖國愛の動力の根源である。家族は正に民族個性の心臓といふべきである。

國家は擴大された家族であり、祖國は擴大された家父の家である。家族と國家は繁榮と荒廢に於て運命を共にするものである。家族の鞚帶が強靱なればなる程國家組織は愈々改善せられ、それから國家の大なる組織が生づるところの細胞間の關係もまた愈々強固となる。之に反し多くの家族が肉體的或は道徳的に罹患したとき或は家族が其內面的な力と強さを失つたときには、國家の細胞もまた疾病に冒され、髓は腐敗衰亡し、救濟せんとするも遂に不可能となる。國家が民族的、文化的、政治的及び經濟的に衰頽する場合には常に家族、民族の細胞の衰頽が始まつてゐる。それ故國家は家族の維持、健全純正なる家族生活の保護に最大の關心を有するのである。家族の中に、國民は自己自身を見るのである。(J. J. Wagner)

## 二、獨逸家族の狀態

我家族の多數は尚健全である。それ故我獨逸民族は其の核心に於て尚健全であり力強い。大戰前に於ける獨逸の力強き發展、今次世界戰爭に於ける賴もしき効力は實に民族の賜である。しかしながら、已に我家族を脅かすところの或る腐敗現象の徵候が現はれてゐるのである。過去十ヶ年間、家族生活は其の純情と深さとを失ひ、家族精神、家族自覺は毀損せら

れ、家族の歡喜、家族の成長は弱まつた。極端な主知主義、拙劣な物質主義、放肆な個人主義は愈々瀰漫し、理論的制度の追求は家族の基礎たる一夫一婦制を震撼した。自由戀愛の標語が我々の間に歸依者、追隨者を獲得し、真正なる夫婦が自由戀愛によつて放逐されることも稀ではない。幸にも我民族の多數は眞の夫婦關係を侵犯さるゝに至らず、少くとも冒犯されるやう努力してゐる。我々は斯かる純正なる夫婦關係を確保し、有ゆる手段によつて保護しなければならぬ。

過去十ヶ年間に於ける國民經濟の發展は、以前にあつては家族鞶帶が強固に結付けてゐたところの共同體關係に有害な影響を及ぼした。

家族經濟は曾ては生産、消費、家庭共同體であり、また教育、修養、財產共同體であつた。かゝる共同體は一部は全く崩壊し他の部分は著しく弛寛した。家族が封鎖された自給自足的生産共同體であつた時代は已に過去つた。

かかる家族經濟は田舎に於て最も良く保存されてゐる。其處では夫婦、子息、息女は互に勞働し、共通の家族的利益といふことのみを目標としてゐるのである。手工業に於ても、手工業者の子息が父の經營の中に於て働く限りに於て、以前の家長的家族經濟の名残が明かに見られる。しかし、かかる手工業的家族經濟は漸次減少しつゝある。

工業、商業、交通及び公務に從事する被傭者及び労働者階級に於いては家族經濟は殆ど全く消滅した。ます、發展しつゝある國民經濟の工業化によつて、かかる國民層が増加すればする程、以前の家族生産共同體の最後の殘滓は愈々消失してゆくのである。ただ工業労働者或は被傭者が、なほ一片の土地を所有するか又は小作する場合にのみ家族生産共同體が部分

的に殘存してゐるに過ぎない。しかし其れは最早自給自足的生産共同體ではない。工場生産及び多くの生活資料の廉價販賣によつて、妻や娘の家庭經濟的生産分野は著しく制限される。パン焼、紡織、裁縫、編物、恐らくは亦洗濯、着物類の孔膝りといふやうな仕事は世帯から離れ、家庭外への支拂が必要となる。

有能な主婦の力を要求する家庭經濟的任務は之等以外にも尙澤山ある。

勞働年齢にある近代人の職業生活、機械及び技術が形式的になるに従ひ、少くとも私生活を個人化する必要と熱望が生ずる。家族生活を美化し、高尚にすること、喧騒に充ちたる時代に於て家族に憩ひの場所を與へ、稼に出る家族員に盡間の鬭争と勞役の後に平和と満足を愉しむための場所を與へることは主婦の義務であらう。しかし妻に家庭外の金錢取得に從事せしむる必要が生じ、それが妻の健康或は家庭經濟的活動を犠牲にして行はれることも尠くない。夫婦、成人した子息、息女が總べて家を空けて稼に出ることも屢々ある。各人は異なる職場で、恐らくはまた異なる勞働時刻に働くであらう。そこで共同勞働、家族生産共同體は全く問題にならなくなつる。家族の勞働共同體と同じく、消費共同體、家族パン共同體も亦發展しつゝある工業化及び近代的經濟關係の影響を受けて弛寛した。職場及び労働時刻相違の結果として、食事時間も共同でなく、屢々家庭外で攝られるのが普通である。かかる消費生活分裂の危険は妻が家庭を空けて活動する場合には特に著しい。かかる妻は家族生活及び家族經濟に非常に不利益な影響を與へることがある。家の外にある家族員の出費によつて生活費が嵩むのみでなく、屢々行く必要もない料理屋へ行き、之に親しみ、自己の世帯から遠ざかり、遂には家庭よりも料理屋を愉快に感するに至るのである。

生産及び消費共同體としての家族の弛寛には、家庭共同體としての家族の弛寛が隨伴するものである。かゝる變化は發展しつゝある工業化及び我國の都市化によつて惹起されたものである。それは都市住宅問題、移住の自由、戻入した子息、息女の獨立への努力と密接な關聯を持つてゐるのである。

父が自己經營をなしてゐる場合（農業、手工業等）には大抵子供にも勞働の機會が與へられる。そこで生産共同體其れ自身から家庭共同體が生ずる。かゝる場合以外は、——それは發展しつゝある工業化、都市化と共に愈々稀となる——父と違ふ職業をもつ子息、家族經濟に從事しない娘は兩親の世帯から離れ、彼等の勞働力をもつて何處か外に居住せんとするのである。彼等は屢々財政的に或は生活に於て成可く獨立し、兩親に依倚しないやう努める。兩親が住宅の狹隘及び他の生活關係から子供と離別することを利益とする場合も屢々ある。職業教育が若い人々をして兩親の家から一時的或は永續的に離れしむる原因となることもある。これら有ゆる事柄が競合して、家庭共同體といふ意味に於ける家族は断えず甚だしき侵害を受けるのである。家族に無くてはならぬ要素例へば間借り人、宿泊者等は家族精神、家族共同體精神に不利な影響を與へるものである。まだかゝる現象は工業化、都市化、移住の自由及び前述の如き家族に無くてはならぬ要素の破壊傾向によつて愈々甚だしくなるのである。

それは數量的には家族共同體を増加せしむるけれども、恐らく眞の家族共同體は攪亂され、家族生活は妨礙されるであらう。

家族は、子女の小學校に於ける一般的義務教育及び中、高等教育の授業が開始された後は、教育及び修養共同體として、學校教育と協力しなけれ

ばならぬ。しかし多くの家族は學校と並んで家族を完成するために必要不可缺な、教育、修養共同體としての任務を放棄してゐる。父の職業及び家庭外に於ける母の活動がこの義務の履行を不可能ならしむることも稀でない。

勞働共同體、生産共同體の成立せざるところには自然、家族財產共同體についての關心は消失する。事實以前には存在したところの家族財產共同體は次第に粉碎されてしまつた。

家族員は夫々各人の個人的利益を、出来る丈早く、また成可く全家族の幸福といふ事のために煩はされずに、追求せんとする。

家族情念の養成は、特に土地所有と家族との關係によつて促進された。家族財產が出來うる限り永く存續するといふことは農民に於ては自明のことと觀られてゐた。勿論かゝる情念は田舎に於ても消滅しつゝある。現代の子供は概して、かゝる點には顧慮を擱はないのである。彼等は父に向つて成可く早く、「財産を分けて下れ」と要求する。

一般に家族に屬する個人の勞働の結果は、愈々家族に共有でなくなり、稼ぐ出る家族員は、自己の勞働收入について夫々これを自由に、自主的に處分せんと努めるのである。之は要するに新時代の傾向であつて、多かれ少なかれ家族思想の粉碎、家族精神の侵害の原因となる。かゝる傾向を拒否せんとするならば、我々は、斯かる家族弛寛を本質的に條件づけたものは我國民の全經濟的、文化的發展、發達しつゝある工業化、都市化であることを見逃してはならない。

かゝる事情の下に於て、人々は子供及び多子の最も重要なべき意義を看過するのである。

以前、家長制度的家族に於て大なる富として、また両親の最善の労働力及び手助けと考へられたところの子供は今日の工業労働者、都會人に取つては手助けどころか却つて重荷に過ぎないのである。子供の生れる毎に家族の重荷は増し、遂には家族財政の經濟的均衡は危殆に瀕するに至る。増加しつゝある家族の重荷と共に、家族の快樂、家族及び子供への歡喜は喪失する。今日の經濟事情の壓迫によつて既婚者の頭に忍込み或は多子家族の貧窮狀態の觀察によつて惹起せしめるゝところの氣分、考慮、思考過程は意識的及び過度の子女制限を行はしむる原因となる。こゝに、産兒制限なる名稱によつて何人も熟知するところの近代的現象の根源が横たはるのである。兩親をして家族員數を制限せしむるところのものは、勿論兩親の經濟力の客觀的不足ではなくて、外の動機であることが屢々ある。就中社會的上昇への欲求は、兩親が自身のため或は子供のために社會的上昇を目指む際には、大なる子女制限的效果を發揮するものである。社會的上昇に際しては人は餘り大なる重荷を負はされない必要があり、従つて子供數を出來うる限り少くせんとする希望をもつ事は尤のことではある。しかし其場合兩親は屢々最も重要な點を思違ひするのである。子供が充分に生れないために、家族が次代或は其次代に於て斷絶するならば、家族の人々の社會的上昇は何の役に立つであらうか。家族の將來を、かかる質的見地のみより觀察する兩親は家族價値及び自己生存價値を誤解してゐるものである。

家族の永續を確保するためには、多くの夫婦が信ずるやうに夫婦當り子供二人では決して充分でない。そのためには三人でもまだ足りない。何となれば經驗上、生れた子供の一部は夭折し他は結婚しないか或は結婚して

も不妊だからである。一夫婦當り平均四人から五人の生産が辛うじて家族及び民族の永續を保證する。最近の平和時代に蔓延したやうな、過度な夫婦出產力制限は家族自殺であり最後には種族自殺、國民自殺となる。我獨逸國民は、かゝる宿命を打破するか、それともまた國民自殺を撰ぶかの岐路に立つてゐるのである。

最近の平和時代に於いて我出生曲線が示した急速なる下降は夫婦に於ける著しい子供數の減少及び國民多數が小家族制、無子家族制に遷移したことと意味するに外ならない。他の諸國に於ても同様の傾向が見られ、屢々より強く現はれてゐるところもある。

一方死亡率も著しく低下し、従つて出生率の低下が殆ど相殺された——少くとも今日まではさうであつた——といふことは我々に取つては果敢ない慰藉であり、かゝる状態の持續に満足することは出來ない。

約言すれば、嚴肅なる國民的危機、我家族の危機は已に大戰前に於て我に迫つて居つたのである。

世界戰爭の結果は何であつたか。それは家族、多子家族及び家族精神の意義を明白ならしめたことである。勿論戰争は我家族を脅かしつゝある危險を尖銳化した。我々は幾百萬の男子、そして眞に最善の、最も健康な、最も卓越した、また最も勇敢な男子を戰場で喪つた。それは力の充溢した年頃の、滿々たる創造力と生産力を有する男子であり、父であり、または父となるべき男子であつた。

多數の家族は其の長と扶養者を失つた。子供達は父の訓練を受けずに成長し、母と妻には重い任務が課せられた。餘りにも早過ぎた父の死によつて濃い蔭が家族を蔽ふた。多くの既婚婦人が戰争によつて夫を失つたと同

じく、少からざる未婚婦人は妻及び母となる期待を奪はれた。

以前の女子過剩は主として年老ひたる婦人及び寡婦の問題であつて、家族の建設に取つて實踐的意義は渺かつた。しかるに、それは戦争の結果、若き獨身婦人の切迫した問題となつた。

しかし、それ程多くの獨身者が戦死し、それ程多くの婦人が獨身で暮さなければならぬといふことは有り得ない。男子が戦地から歸還し、良き報酬を得て豊かな暮しをなす見込があるならば確かに大なる結婚の歓びは期待されてよいだらう。何となれば、一二年三年或は四年の年月を散兵濠の内で暮した人々は、愛すべき故郷、自己の家庭への熱望を失はず、否それは彼等の内に慕るばかりだからである。しかし労働及び婚姻市場の状態が好都合である場合にさへ幾十萬の若き婦人は結婚しないだらう。彼女等は夫、孤獨な生活の道を歩まねばならない。何となれば、運命によつて彼女等の夫と定められたる男子は戦死を遂げてしまつたからである。戦争は其の冷酷な手を以て數多の家族の成立を妨礙し又既存の多くの家族の幸福を破壊した。夫及び父が歸還した場合にも戦争は家族生活の上に妨碍的或は破壊的影響を及ぼさずには置かない。

全夫婦數の三分の一以上にあつては、夫婦は夫の召集のため、戦時中互に別居しなければならなかつたが、これは戦時の出生減退の原因となつた。しかも家族から遠く離れて生活しなければならなかつた者は、最も繁殖力旺盛な年齢級の男子達であつた。かゝる戦時出生減退が戦後に於て、それ等の夫婦によつて補償されるや否やは頗る疑問である。空しく経過した所の四年間の妊娠期中の出生減を、その後の期間に於て取返すことは頗る困難であつて、恐らくそれは出生減のまゝになるであらう。

又教育的、經濟的觀點から言つても、戦争によつて家族は甚しき打撃を受けてゐる。戦争は確かに青年を放縟にしたが、それは主として父の不在に歸るべきことは疑無い。子供の教育が母のみに委される場合には、母性の柔弱、柔和が子供の上に優越的に支配するの危険が生じ、母性の柔弱に對する均衡として必要な父性の力の教育を缺くことになる。

其上母は子女教育及び家計の處理以外に、出征した男子の仕事を引受け或は又生計費の支辨のため家庭外の稼に從事し、そのために子女教育及び家庭經濟が害されることが屢々ある。また學校は其の效果を充分學童の上に及ぼす事が不可能となる。授業力及び教室の不足は屢々授業時間を短縮せしめ、平和の時代に比してヨリ低度の授業を餘儀なくせしめる。

他方労働力不足に直面して、少年が得るところの良い收入は屢々我儘と輕佻を昂ぜしめ、粗暴、法螺、無紀律に油を注ぐのである。

妻の營利活動の暗黒面は戦時の過度の婦人労働及び同時に生じた婦人労働者保護の減退によつて一層甚だしくなつた。不幸にして、强度の鑛山採掘は婦人労働力に俟たねばならず、それが獨逸母性の生殖力に祟ることも恐らく屢々あるであらう。かゝることは無視するとしても、戦時に於ける多子家族の生計は未婚者、無子者には殆ど想像もなし得ない程困難となり、それはまた子供數に従つて増大するのである。今日それは單に算術的にではなく、いはゞ幾何的に増大するのである。

已に大戰前は家族殊に多子家族に取つて恵まれない時代であつた。そして戦争はこの弊害を改善どころか寧ろ尖鋭化した。家族弛寛の原因特に出産力制限の原因は減少せずに益々強く作用してゐる。我々は家族及び子供恐怖の時代に於て、多數の、健康な、有爲な多子家族程必要とするものは

無い。戦争による大なる人的損失を幾分なりとも補填しうるのは、出生及び多子を喜ぶ家族あるのみである。

人的損失を最も迅速に、最も善く補充した國民のみが實際に勝利を獲得し又家族に永續性を保證しうるのである。我民族力の甚大なる損失は、ひとりでには補償されず、又家族に於ける出生を喜ぶ精神は、ひとりでには復歸しないだらう。それはまた諫言や説諭のみによつても復歸しないだらう。そのためには、國民力の保持、再建、擴大、改善、獨逸家族及び獨逸國民のための積極的方策が必要である。

### 三、此等の點に關し已に何が爲され、更に何が爲さるべきか

過去十ヶ年間に於ける家族政策は、正しい家族の生活を創造するといふ任務、國家政策的任務を果すためには決して目的意識的であつたとは謂ひ得ない。國家は家族身分法、家族法及び相續法の夫々の規定を公布するといふことによつて、主として家族の私法的側面に關與したのである。更に國家は義務教育制度の制定によつて子供の教育の面倒を見た。國家は大資産及び農業財産に關しては、世襲財産法及び農業相續法といふ方法によつて家族財産の確立のため貢獻した。

政治的關係に於ては、國家は家族の父の特權を認めてゐない。租稅法は無子者、獨身者と同一の方法で家族の父が課稅せらるゝ限りに於て、長い間家族の友ではなくて敵であつたといはなければならぬ。實に、家族の父は、夫と妻の收入が合算され、之に對して夫婦、離婚者或は蓄養生活者の夫婦別居生活に適用されるところの夫婦への分割課稅よりもより高率の累

進法が適用されることによつて寧ろより重課せられる事になるのである。近頃各種の所得稅法、財產稅法に於て、家族若しくは多子家族に或る社會的顧慮が拂はれるやうになつた。近時家族及び多子家族の社會的評價が大いに高まつた結果、國、州及び市町村は住宅問題の領域に於て、多子家族に居住を容易、低廉ならしむる努力を拂つてゐる。

家族及び家族の子供に對する社會的保護は同僚間及び部下に對する企業家の問題、個人信仰上の問題であつたが、勿論それによつて、公共的手段或は保險的手段よりする補助が家族に與へらるゝことも屢々あつた。我特別社會立法は過去十ヶ年間に於て、全國的な労働者保護法及び社會保險といふ形をとつて現れたのであるが、それは次いで労働政策又後には、それが國民のより廣い層を包含したとき、人口政策としてよりも寧ろ國民福利政策として營まれた。

これらの活動の第一次的目標は常に個人の保護があつた。之に對し家族の保護及び獎勵は單に第二次的であり、かゝる個人的保護の副產物に過ぎなかつた。それにも拘らず社會政策の、この第二次的な、家族政策的事業は注目に値するものである。我労働者保護法は妻及び少年の労働力によつて經營せらるゝ礪山亂掘の有力なる抑制の機能を發揮した。

余は少年勞働及び妻の勞働を一部禁止し、一部制限するところの關係法規及び特に妊娠と產婦に適用される規定を想起する。これによつて今日の母及び將來の母は身體的過勞から保護されるであらうし、夫婦、母の健康並に成育中の子供の健康は已に母の胎内に於て出來うる限り保護せられ、そしてまた家族幸福の外部的妨礙が遠ざけられるのである。また大工場及び仕事場に於ける休息室制度、工場養護者制度は茲に記載の價値がある。

更に妻の収入のための労働と家族の母といふ二重の任務を軽減するため、土曜日午後及び金曜日の前後に於ける労働の早期終了、日曜日労働の制限或は禁止、其他の労働衛生的經營改善が適用された。同時に家族生活の利益のために、多數の經營に對して最大労働日数並に成年労働者にも適用される日曜日休業が命令された。勿論労働者及び婦人労働者保護は戦争のための巨大な労働力の必要によつて、促進されずして却つて戦時中多くの點に關して後退せしめられ、婦人労働者の健康と活動能力に充分な顧慮が拂はれ得ない状態である。

一九一四年八月四日の國法律は夫々從業制限に例外を認むる権限を與へた。この授權によつて、戦争の長期化及びそれに伴つて發生した必要のために、例外規定は盛んに適用された。このために妻の健康の甚だしき破壊及び全般的民族福利に對する危険が氣遣はれたが、少くとも一九一八年一月九日の、聯邦政府に對する帝國總理大臣の回章によつて労働者の保護の若干の原則が再び立てられた。今日迄の戦争事情に對處する此規定は大いに歓迎さるべきである。そこで平時に於て樹立せられた労働者保護が成可く速やかに復舊し、更に擴張されることが望ましい。

労働者保護法と同じく我社會保險もまた「總ての被保險者の均等なる取扱」なる原理に従ひ、個人に對し形式的、普遍的に規定されたる給付を與へる建前であるが、それにも拘らず茲にも若干の規定が付加へられ、それによつて家族、多子家族に於ける被保險者の地位は假令控へ目の程度に於てせよ顧慮されるのである。

疾病保険は產婦扶助及び埋葬費さへ給與し殊に病院或は家庭外に於て處置せられ、家族の扶養をなし得ざる被保險者の家族に對しては家族手當を

給與してゐる。しかし此の家族手當は其目的を充分達するためには家族の大いさに就いて餘りにも無頓着である。保険加入の義務なき家族の自由意思による保険加入の方法によつて已に認可され事實行はれてゐる家族疾病保険は愈々重要となる。之によつて與へられる被保險者家族員の醫術的處置は今日迄屢々醫學的に忽にされてきた子供のために特に好都合となり、それ故乳幼兒死亡の減少のため大いに歓迎さるべきである。

傷害保険は、治療處置の施與に際し職業團體の側で與へる家族手當について、家族にも適用される事となる。それは疾病保険の家族手當とは異なる、少くとも子供の有る家族と無い家族とを區別してはゐるが、悲しいかな、二人の子供の有る家族の手當は七人の子供のある家族のそれと正確に同一額なのである。

廢兵保険、それは同時に寡婦及び孤児保険であるが、三つの保険の内最も家族保護を顧慮してゐるものである。廢兵年金に對しては寡婦及び孤児定期金の外に十五歳以下の子供について子女補助金が支給される。幸にも多くの保険會社は法律的請求權が成立しない場合も子供數に従つて家族扶助を與へてゐるのである。

被傭者保険に於ける關係も之と同様である。

他の損害豫防的な總ての労働保険は被保險者及び其家族の健康並に生活に對し有利に作用する。廢兵保険が特に多子家族の利益のために住宅問題の領域に於て爲したところのことは、從來子女保護の領域に於て爲したことと同じく特別の稱讃を博した。家族の必要を斟酌した斯かる企圖は戦争勃發以來盛んに行はれてゐる。戰争は特に軍人家族のために發布された家族扶助法、軍人遺族扶助法を通じて有力なる家族保護を齎した。周知の

如く軍事的定期金扶助には家族の個人的必要に出来るだけの顧慮を拂はんとする市民的、社會的保護が附加される。被保險者の妊娠中及び授乳中の妻と同じく、一般に貧困階級出の斯かる妻の利益のために戰時に成立了産婦扶助はより重要である。

更に家族に對し遙かに大なる意義を有するものは資本辨償法である。これは戰傷者に或る繼續的收入の代りに一時的資本計算を請取ることを得せしめ、戰傷者が自己の住宅を有つことを可能ならしめるものである。住宅殊に自己の土地の上の自己の住宅は多子家族にとって非常に重要な住宅問題の最善の解決方法である。

家族特に家族の子供數のより良き顧慮といふことは大戰の最後の年に國、州、團體が各地で採用した物價騰貴増給の規定によつて一步前進した。物價騰貴増給は官吏及び被儲者が獨身、既婚、無子、多子の孰れであるかに従つて夫々異つた金額が支給されるのである。

一九一七年十一月二十二日の聯邦議會命令に基づく、疾病資金に對する物價騰貴割増金も之と同一の取扱を受けてゐる。戰時中個々の聯邦國家で決定された所得稅法、財產稅法は家族及び其子供に對し同様の顧慮を拂つてゐる。これによつて家族の敵たる、夫婦に對する均一的課稅は幾重にも緩和された。以前の法律に於て既に申譯的に考慮された所謂小兒條項は納稅義務者（法律上の義務に基づき子孫を扶養しなければならない）が收入の多少及び子供數に従つて、希望によつて一定の課稅率低減を受けうるやうに改善されなくてはならぬ。

まだ多くの團體は租稅の輕減によつて多子家族の生計を容易ならしむべく努力してゐる。

最近國、州、團體の住宅政策は多子家族の救濟に乗出し、そのため公共的財產から多額の金額が支出された。

#### 四、更に何が爲さるべきか。組織的家族政策。

我々は最内閣書記官長 Wallraf が國會に於て云つた如く、今日迄の斷片的事業の時代から組織的事業の時代に入らなくてはならぬ。

：

我々は意識的、計畫的、大規模な家族政策を實施しなくてはならぬ。家族、多子家族は意識的に我々の努力の中心に置かれなくてはならぬ。それは又或將來の人口政策の樞機であり目的でなくてはならぬ。家族、家族精神を助長し、家族生活を安易ならしめるところの總てのものは今後特に奨励されなくてはならぬ。家族生活に有害なものは同時に抑壓されなくてはならぬ。家族特に多子家族の強化は、それ故今日の要求であり、それは總ての人口政策的努力、然り總ての社會的、經濟的、財政的、文化的な強制政策的努力の中心に押出されなくてはならぬ。衆議院議員 Hitze が彼の著「出生減退と社會改革」で正しくも強調してゐる如く「經濟的、租稅政策的、社會的、倫理的分野に於ける有ゆる標準は先づ第一に家族生活に有用であるか否か、又どの程度に有用であるかによつて評價されなければならぬ。それは立法にも妥當するが、より以上行政に妥當する。總ての官吏は此思想を以て貫かれてゐなくてはならない」のである。

「家族の強化」のためには先づ早婚獎勵が問題となる。我國の所得關係に就いて云へば、早婚は中流、上流階級に於て愈、少くなつてゐる。これは當人の健康のためにも、早婚から生るべき子供數のためにも何等利益なく、又かゝる家族の家族精神に對しても何等利益がない。何となれば、已

レ Riehl が非常に適切な疑問を發してゐる如く、子供が生れた時父は既に老年であつたり、又は子供が物心つく以前に父親が死んだときには父親は如何にして家族の道徳を子供に確かに植付けることが出來やう。近時の人口政策的觀點から男子の早婚はいよいよ促進せしむる價値がある。何とならば已に述べたる如く、女子過剩は戦争によつて以前にも増して甚だしくなり、しかもそれは以前とは違ひ結婚適齢期の女子の結婚問題となつたからである。かゝる早婚のために爲さるべきこと（教育年限の短縮、初任給の増額等々）については此れ以上述べない。それに就いては余の「人口再建」なる論文を參照せられたい。A. G. Bastian による「早婚に就いて」といふ論文（ミュンヘン一九一七年）及び A. Ploetz の論文「大戰後に於ける民族更新に對する早婚の意義」（民族力の保持増強、ミュンヘン一九一八年、七十七頁以降）がそれについてのより詳細なる説明を與へてゐる。

「家族の強化」の中心問題は恐らく或る階級或は全國民の一般的改善にあるのではない。かゝることに依つては多子家族も子供數も増加しない。中心問題は寧ろ多子家族が自己と同じ社會層に屬する子供の少ない者或は獨身者に比べて有するところの地位の不利が如何にせば除去され、出來うるならば逆の状態になりうるかにある。

敬虔なる希望及び正當な忠告のみを以ては何事も爲され得ぬ。それは經濟的な援助を伴はないならば大抵目的を達し得ない、しかして經濟的強化は子供數の増加に從つて其家族の物質的關係が悪化しないといふことを目標としなければならぬ。この目的のため、經濟的強化は二つの方面に必要である。即ち一方では子女養育費を減少せしめ他方では多子家族の收入を増加せしむる必要がある。多子家族の出費は子供の少ない家族に比してよ

り大なる住宅、世帯道具、食料品、被服其他の必需品、多量の燃料、教育費等によつて著しく増加する。かゝる家族費用は有ゆる手段を以て減少せしめなければならぬ。そのためには世帯を持つための經濟的負擔が輕減されなければならない。此點に關しては最近各地で行はれてゐる世帯道具扶助、新しく建設される家族のための世帯道具廉價供給組合の救濟は大いに役立つだらう。しかし特に都市に於ける住宅問題及び出來うるならば、自己の耕作によつて一部の食料を自給するやうな田園移住のために大規模な保護が必要である。家族及び其發達に對しては、田舎に於ける生活條件は都市に於けるより遙かに有利であるから、家族の強化のため國內移民は大いに助成さるべきである。

更に子供の養育及教育のための支出は次の方法により低減されなくてはならない。

一、休暇中、最善の栄養補給をなし、小兒及び學童を家族外で收容するための大なる保護

二、大家族の天票ある子女に高等教育機關入學を容易ならしむること（授業料、教材の無料、奨學費給與、寄宿舎への收容）

### 三、食料品、靴、衣類、燃料管理制度による保護

四、既に實施されつゝある租稅制度による保護（擔稅力に矛盾する均一的免稅點ではなく、多子家族の父に對するより高き免稅點。所得及び財產税法に於ける小兒條項、相續法の改正）

### 五、妻及び成長中の娘のより良き家庭經濟的教育

六、必要ある場合には職業及び母性の同盟結成を容易ならしむる、社會制度的による職業婦人のより大なる保護。殊に妻の職業労働が後まで

も又廣範圍に必要であるならば尙更保護の必要がある。戦争による被災の夫婦では多くの場合家族の經濟的擔當者は男子ではなく、全部或は一部は女子労働であらう。

### 七、我社會保險法による保護實施に當つては被保險労働者の家族及び子供數を更に顧慮すること。

しかし就中多子家族の收入の改善が肝要である。この點に關しては、就職に際して既婚者を優先的に採用すること及び農産物消費組合へ無制限に參加せしむることによつて確かに多くの效果を擧げうるだらう。

この外俸給政策が此の問題に關して採用されなくてはならぬ。

已に國、州、團體は家族増給を以て其れに對するスタートを切つてゐる。戰時中此の組織は既に述べたる如く、既婚者及び子女補助金を伴ふ戰時物價騰貴手當によつて更に一步を進めたのである。比較的大なる私的經營では既に此の組織に追従して居るものも少くない。しかし一般的には此の組織は完成されてゐない。若し多子家族の父に、——彼は全く甚だしい家族負擔を背負はされてゐるのであるから——子供の無い者、子供の少ない者或は獨身者よりも多額の收入或は貯銀を與へずして法律的に或は亦單に道徳的に義務づけんとするならば、それは家族の父に損害を與へる事になるだらう。かゝる措置は他の者のための、多子家族の父のボイコットを意味するだらう。

夫れども拘らず現今の貯銀制度は承認さるべきである。その制度は未だ節約することを知らぬ若き労働者に不相應な高收入を得せしむる一方、既婚者には僅かづゝしか上らない收入を與へるに過ぎない。そこで屢々建議獎勵手段の最も重要なものの一つ、然り最も重要なものは所謂家族保險、されてゐる如く、労働者及び被傭者の貯銀強制貯蓄制度を設け、混合委員

會によつて決定された金額を若く労働者の貯銀から扣留し、之を金庫に引渡し、結婚後再び使用せしむるところ形で運用せらるゝ事は確かに有意義である。

最近ペイエルン政府が遞信大臣 V. Seidlein の提議に基づき、州全官吏のために計畫した強制的子女増給保険は大いに好ましく又全く模範とするに足るものである。この子女増給保険は自助と國家的救濟を基礎とし出來上つてゐるものであつて、其の根本思想は州官吏の各階級を通じて、養育負擔と收入との間には適當な均衡が保たれなくてはならぬところに歸着するのである。此の目的のため、子女増給保険に於ては全部の官吏及び労働者は各自の割前を支拂はねばならぬ。獨身者及び無子の既婚者は夫々より多い出資、家族は子供數に応じて夫々小額の出資をしなくてはならない。主要な費用は州が負担しなければならない。かくして成立した保険金庫から子供數に従つて、多子家族に養育補助金が與へられるのである。國家が斯かる方法によつて官吏家族の面倒をみるとことは確かに良い事である。種々の點に關して、他の社會階級の模範となるべき立場にある官吏に於て此の家族政策が行はれると云ふことは全く正當である。この限られた國民層のために計畫された子女増給保険は眞に廣範な、一般的なものとなるべきではなからうか。

多子家族の經濟的改善の問題、出生懲喜の昂揚の問題に關する人々、例如 Gruber, Grotjahn, Hitze, Mayet, Düttmann, Paul, Schlossmann, Zeiler, Düsseldorf の家族福利同盟の如きは、數及び質に關する人口公共的、法律的強制であることを認識に到達してゐるのである。この家族

保険は行政官吏、雇主、労働者を加入せしめてゐるデュッセルドルフ同盟に倣つて、少く共今日被傭者保険、戦兵保険に加入してゐる階級の全部、出来うるならばより以上の廣い階級——自由職業者、上中下官吏更に小營業者——を包含しなくてはならぬ。此の家族保険は一種の結婚、分娩、子女扶助でなくてはならぬ。即ち、それは被保険者に對して次の扶助を與へなくてはならない。

一、結婚と同時に與へる扶助。

## 二、產婦扶助。

三、子女扶助。之は少く共満十四歳までの子女に對し、第三兒目から子供數に應じて與へられなくてはならぬ。

保険から生ずる費用に對しては、有ゆる問題に關心を有する國家が先づ醸出すべきである。かゝる方法による、多子家族を目標とする經濟的均衡といふものは他の社會保險事業と類似の社會的性質をもち、従つて慈善或は施物としてではなく権利と見做されなくてはならぬ。

多子家族のためには單に形式的、一般的な扶助を與へる家族保険以外に、社會的な個人扶助が無くてはならぬ。この個人的保護は成可くバイエルン戰時局の原則に従つて支給され、家族が保護を受けるといふ氣持になるまで待たず、多子家族に適用されなくてはならぬ。

赤十字の多方面に涉る婦人同盟、各教派の福利同盟は既に此の領域で協力し有益なる事業を成し遂げてゐる。しかし斯かる努力の重要性に鑑がみ、人口政策的内容をもつた目的意識的な統一的活動が營まれなくてはならぬ。從來人口政策的問題を取扱ひ將來更に廣範な人口政策的措置を探らなくてはならない中央機關は、一面一般的原則の樹立のため、他面措置の實施のために、外部團體の統一的協力を確保しなければならぬ。かかる外部團體として市町村委員會が指令に立ち、上に向つて發議し、上から與へられた原則の執行を其地方の個々の家族の特殊な個人的必要に順應せしめなければならぬ。

さて茲に述べた經濟的均衡を計ることのみによつては家族政策的問題が解決せられ得ないことは明白である。家族責任の精神は咒文によつて幽靈を呼出すやうに、僅かばかりの社會政策によつて呼出すことは出來ない。それは唯緩漫にのみ發達せしめるのである。

しかし其の爲には多子家族の意義に關する教育的、啓蒙的努力によつて強力な民族の教化が爲し遂げられなくてはならぬ。これによつて各自、家族の永續といふことに對する關心が強められ、家族自殺ともいふべき家族繁殖不足の問題に目覺め、家族意識、家族の矜誇の發揚、家族及び大家族に對する責任感の促進が圖られなくてはならぬ。

Taine の言葉即ち「各世代は前代から後代のために委任された財産の一時的管理者である」といふ事は忘れてはならぬ。Naumann 婦人が正しくも強調してゐる如く「我々は單に戦争に於て偉大なること、顯著なることを爲さんと欲するのみでなく、獨逸といふ織物に於て、祖先よりも更に多くを織らうではないか」といふ言葉を想ひ起さなくてはならぬ。

先づ家族を愉しむ新しき世代の養育によつてこそ現在の戰争は完結するのである。強く、優れた、新しき男女が我々の後に從ふ場合にのみ今日の巨大なる英雄の鬭争は役立つのである。我々は未來の國民のために死んだ戦死者に對し、我國民が其の生活意思を主張し、子供を有つといふ意思を通じて其れを實現する義務を負ふものである。

また藝術は從來にもまして家族生活の醇化に寄與しなければならぬ。

詩、繪畫及び敍述的藝術は、古くは Detregger, Ludwig Richter 近くは Zumbusch の如く、獨逸の家庭及び家族についての單純ではあるが、しかし偉大であるテーマを教化と模範のために一般國民に示さなくてはならぬ。我々は有ゆる方法を用ひて家族及び家族思想の調子を高め、崇敬しやうではないか。この努力に對しては家族集會が役立つのである。我々は家族なき交際好き及び最近十ヶ年間に大いに蔓延したところの家族生活の放棄を排斥することによつて自己の家族生活を高揚し、定期的に繰返される素朴な家族集會によつて家族生活を復活しなければならぬ。この家族集會は最近十ヶ年間單なる悲しさうな外觀（家族員の死亡の場合）に全く満足してゐたのである。しかし、家族集會といふものによつて家族の結合、家族思想は根本から強化されるだらう。又家族記錄の再審（それは斯かる家族集會によつて容易に促進せられうる）によつて、家族精神は著しく深められる。

已に W. Riehl は一八五五年に出版した書物、「家族」に於て、また最近に於ては Julius, Bachen, H. Pauli, von Gruber, Grotjahn は家族を建設し、其子孫を通じて國民經濟に創造的な力を與へ、又國家に對し未來の兵士、祖國防禦者を捧げ國家の永續に寄與したものゝため選舉權附與に際し子供數に比例した多數投票權を付加へる事を希望してゐる。今日若し政治的特權が存在するものとすれば、其れは當然、その行爲によつて一般を充分利益し、民族仲間の感謝を受くる權利を有する者に歸屬しなくてはならぬ。その者こそ多子家族の父達である。そして多子家族の妻は彼等の夫を通じて適當な政治的價値を有つであらう。これは妻の政治的開放の満

足にして適切なる解決方法である。

しかし周知の如く、選舉法の改正は遅々たるものであり、從つて國法による特權付與は餘り望みがないだらう。反対に、上に述べた以外の見地から提議せられた妻の個人的選舉權は家族政策の立場から有害なものとして否定されなくてはならぬ。女性の世界の力の根源は家庭と家族の中に在り、そして此の根源を現在特に弛寛せしめ、危殆に瀕せしめてはならぬことは一九一八年六月十日の國會に於て内閣書記官長が正しくも強調した通りである。「家族生活を妨碍するものは何事によらず爲されてはならぬ。家族生活、家族精神を完成し、強化し、安定せしむるものは何事によらず爲されなくてはならぬ。妻の投票權によつて家族責任は脅かされるだらう。家族生活の平和が脅やかされるのみでなく公共的生活の嵐と壓迫から遠ざかり、靜かな、優しい氣分と個人生活を愉しむ女性の特權は弱められる。しかも斯かる環境に於てこそ妻の力と魅力が有ゆる家族員の上に支配するのである。」

多子家族に對する國法的特許付與が不可能であるならば、社會的尊敬に益々多くの注意が拂はれなくてはならぬ。

また科學は家族に關して怠つてゐる義務を取返さなくてはならぬ。家族學は今日まで民俗學といふ學科の下に於ける召使であつた。今こそより良き家族學の建設に着手するには恰好の時である。家族に關する理論は社會學と同じく、充分に建設されなくてはならぬ。

此點に關し官廳統計が爲すことを得、また爲すべきことは余の歎美に基づいて出版された Fr. Burgdörfer の近著「人口問題、家族統計、家族政策論」（ミュンヘン一九一七年）に注意すべき方法で述べられてゐる。

既に述べたる事の結論として、家族責任の精神を完成するためには非常に多方面に涉たる協力が必要である。

更に斯かる大規模な家族政策を實施するためには多額の金錢が必要である。前述の個所で問題となつた各種の措置が實施せらるゝ場合即ち子女増給保険、家族保険が實施せらるゝためには公共的財政特に國、州、市町村財政の強い財政的關與が必要不可缺である。

この金錢の調達は戦争遂行のために必要な他の大なる財政的要件に直面して非常に困難であることは疑ない。しかしながら此要求額は今日迄社會政策のために使用された金錢と同じく、國民生産力の生理的、精神的、

道徳的健康保持のための國民的保険料に外ならず、また獨逸國民の將來にとつて必要不可缺の費用である。我國民が自己を主張し貫徹せんと欲するならば、我々は目的意識的家族政策を財政的關係の故に躊躇することはあつてはならぬ。家族政策的課題は一つ躊躇をも許さぬ。近視的儉約のために、今日逸したところのものは、後日になつては最早や取返すことは不可能である。心理的、生理的に大なる損傷を蒙つた國民は、假令如何なる手段を以てするも、過去に於て抑壓したところの民族力に何物をも追加するを得ないであらう。

過去に於て抑壓したところのものは既に死滅の宣告を下されたのである。我々は現時の世界鬭争に於て、自己を主張するために全力を盡す根據は充分ある。

そこで初めて名譽に充ちたる平和が得られる。それは我經濟的發展に再び自由の道を開き、人口増加への道を開くであらう。かかる平和は正しく利用され評價されるならば、新しき力、新しき民族力、新しくして強力なる民族成長の源泉となる。正に平和其れ自身は生活力ある民族、強き家族

民族が其れを保護し庇護するときにのみ永く確實に我々のものとなる。

「確固たる意思は運命をさへ創造する」とは Ludendorff の言葉である。願はくば獨逸國民の豊かな家族への意思、正しき獨逸民族責任に對する力を再び強固なものとしたいものである。成長しつゝあるもの、成長しつゝある民族のみが未來を有つであらう。

